松 戸 市 教 育 委 員 会 会 議 録

平 成 ２ ５ 年 ７ 月 定 例 会

平成２５年７月定例教育委員会会議次第

１　日　時　　平成２５年７月１１日（木）　午後２時００分

２　場　所　　教育委員会５階会議室

３　議　題

⑴　議　案

①　議案第３４号

松戸市スポーツ推進委員の委嘱について　（スポーツ課）

②　報告第２号

臨時代理による処分の報告について

（松戸市立学校及び松戸市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則を廃止する規則の制定について）　（保健体育課）

⑵　報告等

①　松戸市立小金中学校科学部　ロボカップ世界大会出場結果報告について　（指導課）

②　平成２６年度　松戸市立松戸高等学校用教科用図書に関する採択の概要について　（学務課）

③　新松戸地域学校跡地有効活用事業について　（財産活用課）

４　その他

松戸市教育委員会会議録

平成 25 年 7 月定例

開　会	平成25年7月11日 (木) 14時00分		閉　会	平成25年7月11日 (木) 15時17分	
署名委員	委員長　關　英昭		委　員　松田　素行		
出席委員 氏　名	委員長　關　英昭	○	委　員　八田　賢明		○
	委員長職務代理者　瀧田　泰子	○	委　員　山田　達郎		○
	委　員　松田　素行	○	教育長　伊藤　純一		○
出席職員	内訳別紙のとおり				

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

教育委員会事務局出席職員一覧表

平成 25 年 7 月定例教育委員会

No.	部課名 及び 職名	氏　　名	No.	部課名 及び 職名	氏　　名
1	生涯学習部 部長	青柳　洋一	21		
2	学校教育部 部長	遠藤　雅彦	22		
3	教育企画課 課長	渡部　俊典	23		
4	〃　　専門監	関　聡	24		
5	〃　　課長補佐	中野　幸子	25		
6	〃　　主幹	小宮　光生	26		
7	〃　　主査	藤中　孝一	27		
8	〃　　主任主事	橋本　欣之	28		
9	スポーツ課 課長補佐	米本　恭輔	29		
10	〃　　主査	飯島　和彦	30		
11	保健体育課 課長	加藤　博之	31		
12	〃　　課長補佐	大谷　直樹	32		
13	〃　　主事	藤井　大輔	33		
14	指導課　　課長	相磯　克典	34		
15	学務課　　課長	泉　晴行	35		
16	〃　　課長補佐	高橋　信一	36		
17	財産活用課 専門監	竹重　修一	37		
18	〃　　主幹	秋田　敦子	38		
19	〃　　主任主事	鈴木　和寛	39		
20	〃　　主事	岩間　拓郎	40		

委員長　傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議に、お２人の方から傍聴したい旨の申し出があります。松戸市教育委員会傍聴人規則によって、これをお認めいたしますのでご了承願います。

それでは、傍聴人、入っていただいてください。

（傍聴人入室）

◎開　会

委員長　ただいまから平成25年７月定例教育委員会会議を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

委員長　開会に当たり、本日の会議録署名人を松田委員にお願いします。

◎議案の提出

委員長　暑いですが、日程に従い議事を進めます。

本日の議題は、議案１件、報告議案１件、報告等３件となっております。

◎議案第３４号

委員長　初めに、議案第34号「松戸市スポーツ推進委員の委嘱について」を議題といたします。

ご説明願います。

スポーツ課長補佐　議案第34号「松戸市スポーツ推進委員の委嘱について」ご説明いたします。

本件は、スポーツ推進委員が不足している地区に、新たにスポーツ推進委員を委嘱するため、ご提案するものでございます。

小金原地区から推薦がありました星野孝司さんです。年齢は47歳で、好きなスポーツは野球と水泳とのことでございます。

２ページ目が地区別集計表となっております。今回ご承認いただければ、松戸市全体で113名となり、平均年齢は59.9歳となります。

以上、説明とさせていただきます。

委員長　ありがとうございました。

議案第34号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

瀧田委員　今、ご説明の中の好きなスポーツとおっしゃいましたけれども、指導できるスポーツなのでしょうか、それとも好きなスポーツなのでしょうか、そこら辺は明確にお願いします。

スポーツ課長補佐　好きなスポーツということでご推薦いただいています。

瀧田委員　そうですか。スポーツ指導員としては、好きなというか、やはり指導できる種目というものが前提になっていると思いますので、少しそういう設定で、もし質問があるのなら、その辺は、訂正していただかないとまずいんじゃないですかと私は思うんですね。

スポーツ課長補佐　推薦書の中に、指導できるスポーツを書いていただく欄と、好きなスポーツというところが推薦書の中にありますので、その中で、指導できるスポーツのほうには、記載がなくて、好きなスポーツというのに……

瀧田委員　わかりました。一応項目はあるんですね。

スポーツ課長補佐　そうですね、ありますので。

瀧田委員　わかりました。項目がないのなら問題だと思いました。あるのに、ご本人が書いていないということですか。

スポーツ課長補佐　そういうことです、はい。

瀧田委員　あくまでも、推進委員として企画とか意欲とか、そういうのもあるのですが、市民の指導的な立場で存在していただきたくて、委員本人が楽しいとか、好きとかそういうレベルではないはずなので、その辺が、スポーツ課さんのほうで、よくその後ご指導いただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

スポーツ課長補佐　わかりました。

山田委員　念のために、大変失礼ですが、年齢はお幾つとおっしゃっていましたか。

スポーツ課長補佐　47歳でございます。

山田委員　そちらに資料が今あればですけれども、最も若い方で、何歳ぐらいの方がいらっしゃるかとわかりますか。といいますのも、指導とか一緒になってやるとかいった場面の際には、体力的なものというのはどうしてもあると思いますし、市民の社会参加をどうつくっていくかという意味で、どのぐらいの世代の方がいいのかなというか、どうしても50歳以上の

方が多いですから、念のためにお聞きしているわけです。

スポーツ課長補佐　今、推進委員の方で、一番若い方は、31歳という方がいらっしゃいます。

山田委員　高齢の50歳、60歳を超えても、もちろんそういう立場で責任を果たされてしていただくというのはすばらしいことなので、推進していただきたいと思いますが、わけても、先ほどの瀧田先生のご指摘とともに、どうやったら若手にいろいろとアプローチができるかというところも、ぜひご留意いただければよろしいかというふうに思います。

松田委員　先ほどの瀧田委員の意見と重なりますが、私も、好きなスポーツということだけで記載があったということについては、疑問に思うところがあります。というのは、４月のこの定例会で、スポーツ課長が、スポーツ推進委員としてどのような方を委嘱したいと考えているかお聞きしましたときに、第一番に熱意だとおっしゃいました。

これは、今回の推進委員の委嘱に当たっても、その考え方が流れているのだろうと思うのですが、一方でスポーツ基本法には、スポーツの実技の指導ができる人との記述もあります。実技の指導を前提とする法と熱意を最重視する市にあって、それが理念と現実の差だとすれば、一層ここでしっかりと考えを整備していく必要があるのではないかと感じます。

４月にお聞かせいただいたスポーツ担当課の理念がなし崩しにならないことを望みます。次回から、こういうことがあった場合には、その辺も勘案していただければ大変ありがたいと思います。

委員長　というご意見です。よろしいでしょうか。

スポーツ課長補佐　はい、わかりました。

委員長　ほかにいかがでしょう。

それと関連するかもしれませんが、ちなみにこの方は、今までそういうスポーツの指導や、あるいはそれに類するようなことをされたことはあるのでしょうか。

スポーツ課長補佐　申し訳ないんですけれども、その辺は、記録はありません。

委員長　そうですか。

たしか最近の案件では、ほかの市で教えておられたという例がありました。そういったことがあれば、今、瀧田委員や松田委員がおっしゃったことの補強にはなるかと思いました。それで、お尋ねしました。

それでは、これで質疑及び討論を終結し、採決いたします。

議案第34号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長　ご異議がないものと認め、議案第34号は原案どおり決定いたしました。

◎報告第２号

委員長　次に、報告第２号になります。報告第２号「臨時代理による処分の報告について」を議題といたします。

ご説明願います。

保健体育課長　それでは、報告第２号、松戸市立学校及び松戸市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則を廃止する規則の制定について、臨時代理による処分いたしましたことをご報告いたします。

松戸市の学校医等の公務災害補償に関しましては、平成25年６月28日をもって条例が廃止されたことにより、同日をもって、同規則を公布施行する必要が生じたことから、緊急を要すると認め、教育長に対する事務委任規則第３条第１項の規定により、臨時代理による処分をいたしました。

なお、公務災害補償については、以前にご案内させていただきましたとおり、千葉県市町村総合事務組合による公務災害補償業務の共同処理とさせていただいておりますので、従来と補償に差はございません。

以上、報告第２号についての報告になります。よろしくお願いいたします。

委員長　ありがとうございました。

報告第２号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。報告ですが、慣例に従い、質疑・討論を経て、承認をいただきます。

特に、不利益を受けるというケースは生じないということですから、とりわけ問題にすることはございませんね。よろしゅうございますか。

（「はい」の声あり）

委員長　それでは、報告第２号を採決いたします。

報告第２号につきましては、ご報告いただいた内容で承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長　ご異議がないものと認め、報告第２号は承認されました。

◎報告等

委員長　次に、報告等です。

初めに、「松戸市立小金中学校科学部ロボカップ世界大会出場結果報告について」をご説明願います。

指導課長　それでは、ご報告いたします。

小金中学校科学部が、オランダで行われましたロボカップ世界大会に出場いたしました。その結果につきましてご報告します。お手元の資料をごらんください。

オランダで行われました世界大会には、生徒、３年生男子９名、引率教諭２名が参加いたしました。６月25日に、開催国、オランダへ向けて出発いたしました。

小金中学校は、ＮＡＲＵＫＯのチーム名で、ダンス部門セカンダリに出場いたしました。発表内容は、中心に鳴子を持って踊る大型ロボット、周りには、大小の太鼓をたたくロボット、輪投げのロボット等を配置し、日本の祭りを表現するものでございました。生徒も祭りの踊り手として一緒に演技をしましたが、残念ながら決勝進出は果たせませんでした。

しかし、他国との合同チームを編成して対戦する部門におきまして、イタリア、ポルトガルとともにＪＩＰチームを組んで出場いたしまして、見事優勝を果たすことができました。

生徒は、７月２日に、元気に帰国しております。

教育委員の皆様には、いろいろとご指導いただき、ありがとうございました。

以上、簡単ではございますが、ご報告とさせていただきます。

委員長　ありがとうございました。

ただいまご報告いただいたとおりですが、何かご質問等はありますか。

山田委員　報告の会みたいなものは、学校のほうでされるのですか。

指導課長　現在、学校で調整しております。決まり次第、またお知らせさせていただきます。

委員長　去年はたしか小金中学校で、報告会がありましたね。

教育長　新松戸まつりでも、何かやると言っていたよね。

指導課長　今、調整しております。８月の上旬に、一応、計画する予定でございます。

教育長　新松戸まつり、あした、あさっても何かやると言っていましたね。

委員長　ペーパーにあります世界大会の第二部競技であるというのは、昨年は聞かなかったような気がするのですが、これはどういう意味ですか。

指導課長　昨年もイスラエル、ポルトガル、日本の合同チームで参加しております。昨年の合

同チームの場合は、賞をとることはできませんでした。今年は、イタリアとポルトガルと日本のチームで、賞をとることができました。

松田委員　わからない。どんなことをやるかイメージが浮かびませんね。

瀧田委員　去年、合同チームを組んだときに、なかなかはじめはコミュニケーションがとれなかったけれど、最後にはうまくいったというようなことを喜びの中で聞いたような記憶がございますね。

指導課長　少し補足させていただきますと、この３チームで、今、瀧田委員さんがおっしゃったように、どのような発表を行うか、テーマは何にするかは、３チームで話し合って決めて練習します。そのやりとりは全て英語でございます。そして、テーマが決まりましたらば、それに従って３チームで、合同で演技するものでございます。

松田委員　その演技というのは、ＪＩＰグループのロボットを使うわけでしょうが、制作コンセプトの異なる３体のロボットのコラボを、即興で行うということですか。

指導課長　ロボットを使って、構成を３カ国で考えます。小金中の一番大きな鳴子のロボットも、それには登場しております。

委員長　そうですか、よかったですね。オランダ土産ができたようで、報告会が楽しみです。

これは、教育長、来年もかなり有力ですか。

教育長　来年からは、予算をとって……。

委員長　お願いします。

委員長　本当に、毎年、常連校として、小金中が出ていくというふうになってくれるとうれしいですね。

山田委員　イタリア人とポルトガル人は、英語というのは、どの程度中高生は話すんですか。

委員長　そんなのは、僕に聞いてもわからないですよ。

山田委員　いや、ヨーロッパに慣れていらっしゃる先生なら……。

委員長　ヨーロッパでは中学生ぐらいからもう普通に話すと思います。というのは、陸続きですから、余り国境は関係ありません。ヨーロッパは、休みになれば、ホームステイや旅行等でいろんな国へ行きます。それが一般化していますのでどんなに小さな村であれ、大きな町の小学生や中学生であれ、そういう人間の交流というのはものすごく進んでいますね。

山田委員　今回、二部競技というところで、コミュニケーションがうまくいったという充実感がもしあったとするなら、すごい達成感があったとすれば、それは、ぜひそれを伝えてもらうと、市内のほかの中学生に良い影響があると思います。すぐもっともロボット競技で、ま

ねできるかどうかわかりませんけれども、海外に行くということは、非常にハードルが、下がるような気がしますので、そこら辺が伝わればいいのかなと思います。

八田委員　ちなみに、どこの国が優勝したのですか。

指導課長　まだホームページにアップされておりませんで、ダンス部門のセカンダリの正式な情報はつかめていないところでございます。

委員長　どうもありがとうございました。

それでは、次に「平成26年度松戸市立松戸高等学校用教科用図書に関する採択の概要について」をご説明願います。

学務課長　よろしくお願いいたします。

「平成26年度松戸市立松戸高等学校用教科用図書に関する採択の概要について」ご説明申し上げます。

市立松戸高等学校で、平成26年度に使用する教科書の採択を次回、８月の定例教育委員会会議におきまして、議案として上程する予定でございます。

本日は、教科書選定理由書等の関連資料を配付させていただきましたので、あらかじめお目通しいただきますようお願い申し上げます。

なお、実物の教科書につきましては、次回の教育委員会会議席上にて展示させていただきます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

委員長　ありがとうございました。何かご質問はございますか。

教科書採択の手順につきましては、配付資料の２ページにありますので、このような形で進めていきます。したがって、きょうお出しいただきましたこの関係資料、これを８月の定例会議までに、目を通していただいて、そのときに審議したいと思います。

山田委員　学習指導要領の変わったことによって影響、分量に、影響が、差があるのですか。

学務課長　その辺につきましても、次回は、校長が参りますので、準備が整いませんで大変申しわけございませんが、改めてお願いいたします。

学務課長補佐　１つよろしいですか。

お配りしました教科書採択の手順の表なんですけれども、（７）で採択通知というところがございます。市の教育委員会から市立高校への採択通知の送付に関するところなのですが、時期として７月中旬と書かせていただきましたが誠に申しわけございません、これは８月上旬の誤りです。

委員長　そのようにご訂正願います。

教育長　一番下は変わらないの。

学務課長補佐　これは、県との教育委員会との関係でございまして、市の教育委員会に直接流れがあるということではなくて、県と市立松戸高校さんとのやりとりの流れです。

委員長　したがって、この７月下旬ということに、訂正は特にないとの理解ですね。

松田委員　質問してよろしいでしょうか。

　こちらのいただいた資料について、少しご説明いただく必要があると思っています。まず１ページのところで、難易度と書いてありますが、難易度は、誰の判断でＡ、Ｂ、Ｃをつけたものなのかということです。それから趣意書がありますが、この趣意書はどなたがおつくりになられたのか、教えていただけますか。

学務課長補佐　内容に関しては、選定理由書の中に、市の選定の担当の教職員がございます。そこに記入者として担当の市立松戸の教員が担当しておりますので、その担当の教員が判断いたしまして、最終的には校長や教頭が決定しております。

　それと、趣意書のほうなのですが、こちらは、各出版社のほうで、編集、発行しているものですので、文科省とは、直接的には関係がございません。

松田委員　わかりました。趣意書は出版社が出しているものだということですね。

学務課長補佐　出版社が責任を持って発行しているというものです。

松田委員　はい、わかりました。

　難易度ですが、こちらのほうは、今、高校がおつけになったとの説明でしたので、さらにお聞きします。市立高校の実態に照らしての難易度なんでしょうか、それとも絶対的な難易度ということなんでしょうか。

学務課長補佐　出版社によっては、教科によって、二、三種類ほど出していたりすれば、それは、Ａ、Ｂ、Ｃじゃないですけれども、難しい、普通、易しいみたいな感じで出されるケースが多いと伺っております。

　中には、１種類しか出されていないところもありますので、それは、例えば出版社によっては比較的難しいものである場合もあります。

松田委員　教科書を並べてみて、その中で、市立高校の先生方の何らかの判断でＡ，Ｂ、Ｃをつけたというような、そういう理解でよろしいですね。

学務課長補佐　そうです。教科書選定は検定で合格したものを一覧にした教科書目録を使用し、この中から、各出版社が、今年、来年度使用の教科書を、この中から選んでくださいという

ものを記載しています。その中から、出版社から、見本を市立松戸高校に送っています。その中から選ばれたものというふうにお考えになっていただいて結構です。

松田委員　わかりました。ありがとうございます。

瀧田委員　この次の教育委員会のときに、その現物の本をここに持ってきていただくのですね。これは、全部ここにラベルが張ってあるのは全部そうですか。

学務課長補佐　一覧表に載せてあるのは全てです。

瀧田委員　全部ですね。そうすると、少し早目から見ておくとか、いきなり見てご説明いただいてもなかなか理解しにくいと思いますが、時間的にはどうなんですか、２時から始まるとしたら。

学務課長補佐　事前にお越しいただいて、ごらんになっていただいてもかまいません。

瀧田委員　ちょっと早目に来ていいぐらいですね。なかなか並べていただいても、外だけ見ていてもしようがないし、特に関心の深いものだけでも拝見させていただきたいと思います。高等学校は毎年新しい教科書になるんですよね、学年が持ち上がるのは別として。

学務課長補佐　昨年から、理数に限っては、新教育課程、新しい教育課程に移行しました。また、25年度、今の１年生からは全て新しい教育課程に移行しております。ただ、３年生は、前からずっと使っている教科書でございますので、古い教育課程で選定しているものもあると思います。

委員長　今の瀧田委員の質問に関連するのですが、小中の教科書採択に関しては、一定期間、教科書を閲覧することができる特別の展示場が設置され、そこで一般の人たちも見られるようになっています。

　高等学校用の教科書については、その場がないので、少し早目に来て、それで気になったところを拝見するということになりますね。

学務課長　はい。

教育長　私も、高校のは初めてなんですけれども、次は説明スタッフがいっぱいそろうということですか。

学務課長　いや、各教科は参りません。

山田委員　校長が代理で……。

委員長　十分、調査した上で、こういう報告書を書いてくださっていることは承知していますので、それを前提にして議論させていただきます。

　したがって、我々としては、この資料に目を通してきます。それをもとにして、現物がど

うかということを確認するという意味での時間はいただきたいということです。

教育長　新しくなっているものが大分多いので、少なくとも新しくなっているものについては、もし質問が出た場合に、きちんと答えられるように準備のほうをお願いします。

委員長　教科書は、学校教育における基本的な資料ですから、この教育員会会議で採決いたします。

その意味では、教育委員も、その教科書の内容については、よく勉強しておく必要があります。その前提として、この資料を拝見します。それの確認という意味で現物と照合する必要がある場合に、その時間をいただきたいという意味ですので、昼ぐらいから時間をとれるようにしていただきたいと思います。

教育長、それでよろしいですか。ほかにいかがでしょう。よろしゅうございますか。

それでは、次の報告事項です。

「新松戸地域学校跡地有効活用事業について」をご報告願います。

財産活用課専門監　それでは、説明のほうに入らせていただきます。財産活用課専門監の竹重です。

新松戸地域の学校跡地につきましては、昨年度、公募型プロポーザルによりまして事業者を決定いたしました。今年の６月議会で予算が承認されましたので、今後、その事業者と契約を結びまして、これから事業に移らせていただきたいと考えております。

本日、説明する資料につきましては、その事業者が提出してまいりました最優秀提案の内容についてでございます。この提案内容につきましては、今後、精査しまして、若干、内容が変わってまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

それでは、担当より説明に入らせていただきます。

財産活用課職員　それでは、「新松戸地域学校跡地有効活用事業について」ご説明いたします。

まず、お手元の資料のほうなんですが、１番から６番までご用意させていただいております。こちらとあわせて、パワーポイント資料のほうをご覧いただきたいと思います。

まず、新松戸地域学校跡地有効活用事業ですが、ご存知のとおり、平成17年の３月末に小学校３校、21年３月末に中学校１校が廃校になりました。平成19年度から、市長部局の学校跡地担当室というところで、こちらの有効活用について検討してまいりました。現在は、学校跡地担当室がなくなりまして、財産活用課で担当しております。

この19年に跡地担当室ができましてから、まずたたき台というものをつくりまして、市民の一部の方、それから議会のほうにご説明いたしました。そのたたき台が、余り賛成が得ら

れなかったもので、その後、議会のほうで、学校跡地検討協議会というものを設置して、現在でも、議会との窓口はこちらの協議会とやりとりしてございます。

平成20年度に入りまして、19年度の末にも、中間報告というものを議会からいただいたのですけれども、９月議会で、議長報告をいただきまして、その中身としましては、民間活力を導入すべきであるとか、市民有識者の検討機関の設置をして、もっと意見を聞くようにというようなものでございました。

それを受けまして、20年度、学校跡地有効活用調査検討報告書というもので、新松戸地域の学校跡地の基礎データ、それから３案の活用案を民間の視点でまとめたというものをつくりました。

その後に、新松戸地域学校跡地有効活用検討会議というものを設置しまして、市民、有識者の先生方にご参加いただいて、たたき台からではなくて、ゼロから検討いただきました。教育委員の瀧田先生にも参加していただいています。

それが、答申が、まとまりましたのが22年度末でございまして、この中で、５つの導入機能を導入したらどうかということと、導入に当たっては、３つの配慮すべき事項を考えていただきたいということで、答申をいただいています。

その後、私どものほうで、基本計画の素案というものを検討いたしまして、議会のほうにもご意見をいただいたところ、市の施策としての位置付けをしっかりすることや民間活力の導入などについて、さらに検討することというような意見をいただきました。

また、導入機能ということで、非常に抽象的な内容でございましたので、それをさらに具体化するために、市民の方にお集まりいただきましてワークショップを開催しております。ワークショップは、２回行いまして、１回目は、子どものワークショップということで、左側の報告書で出ているんですけれども、お子さんが、跡地をどのように活用したいのかということを一日かけてご協力いただいたものです。

右側の「絆をかたちに」と書いてあるのは、こちらは、大人の方に、機能の具体的な中身についてご検討いただきまして、さまざまなご意見をいただいております。

それを受けまして、案の作成に入るのですけれども、ワークショップでいただいたご意見ですとか、これまでもいろいろなご意見をいただいておりますので、それらをまとめて、案を作成いたしました。

計画の策定に至る段階では、パブコメを実施しまして、99件のご意見をいただきました。

それから、新松戸市民センターで説明会を開催いたしまして、約100人ぐらいの方の参加

をいただいております。

24年度に入りまして、24年の４月にやっと基本計画を決定いたしました。こちらは、お手元の資料の２つ目の資料でございまして、新松戸地域学校跡地有効活用基本計画というもので、具体的な中身は、11ページ以降をご覧いただきたいんですけれども、こちらに、８つの導入機能と５つの前提条件ということで、計画を定めています。

８つの導入機能につきましては、答申でいただきました５つの導入機能をさらに細分化して、わかりやすくしたものでございます。１つ目が防災機能、２つ目が市民活動拠点機能、３つ目が、次のページにまいりまして、誰もが憩える機能、４つ目が子どもを育む機能、５つ目が学ぶ機能、６つ目がスポーツ機能、７つ目が若い世代を呼び込む機能、８つ目が新松戸に定住したくなる機能ということでございます。

また、前提条件としましては、５点、その次のページに記載があります。

その後、昨年度は事業者の募集を始めました。こちらが、募集要項でございまして、資料の３番目でございます。この８ページをご覧いただきたいのですが、この募集は、プロポーザル方式で、提案を求めて行うというものでして、その提案の中身に、整備する施設として、基本計画で定めた８つの機能を入れるようにというような指示をしてございます。

また、26ページをご覧いただきたいのですが、26ページ以降に、ただ提案していただく機能が具体的になっておりませんでしたので、このあたりで、個数ですとか、あるいは27ページには、新しく設置する施設の部屋の面積ですとか数とか、そういうものを少し具体的に入れまして、このような内容で提案するようにというものをまとめました。

そうしましたところ、３つのグループから提案がございまして、審査につきましては、有識者で構成される選定審査委員会を設置して、公正に行ったものでございます。

その審査結果が資料４でございまして、これが、もう公表されているのですが、審査講評ということで、３ページ目をお開きいただきたいのですけれども、３つのグループの中で、最優秀提案ということで選ばれたのが、シダックス大新東ヒューマンサービスグループというところでございます。

このグループを松戸市としましては、優先交渉権者と定めまして、その後、協議した結果、３月末に基本協定を締結して、現在もその事業者と協議しております。

次に、こちらのパワーポイント資料のほうをごらんいただきたいのですけれども、資料の５をこれからご説明しようと思いますが、こちらは最優秀提案となったシダックス大新東ヒューマンサービスグループの提案の概要でございます。

これが、このまま学校跡地の活用になるかということではございませんで、あくまでもこれは提案でございますので、現在、市と協議して、今後、進めていくというものなのですが、大体こういうものであるということをご覧いただきたいと思いますので、こちらの画面のほうをご覧ください。

応募者１ということで、シダックス大新東ヒューマンサービスグループ、こちらが、最優秀提案であり優先交渉権者でありまして、現在、基本協定を締結して協議を進めております。

まず、こちらが新松戸北小学校の跡地のパース図でございます。今、線を引きました青いところが北側の道路でございまして、戸建て住宅が建っているところが現在の校庭側、それからその北側が校舎側でございます。校舎側の約半分を活用いたしまして、新たな公共施設を設置するということになります。こちらは、既存施設は一つも残っておりません。

次に、これが新松戸北中学校のパース図でございまして、今、線を引きましたこれが北側の道路です。やはり校庭側の部分に戸建て住宅、それから校舎側につきましては、一部、体育館を残しまして、そのほかは解体して、こちらも公共施設となっています。このようなパース図でございます。

土地利用なんですけれども、これは、小学校側ですが、北側の約半分強を残しまして、このピンク色のあたり、ここに新しい施設を建設する予定でございます。この中には、４つの機能が入っております。この建物の西側に、防災機能とスポーツ機能を残します。それから、北側につきましては、防災の機能と、それから駐車場、それから地域交流広場を設けるというもので、南側の半分が、こちらは、若い世代を呼び込む機能を導入いたします。

中学校側ですが、まず東側半分、こちらが、新松戸に定住したくなる機能を導入いたしまして、体育館は、先ほど残すと言ったんですけれども、中学校の体育館を耐震改修して、スポーツ機能を入れます。それから、その南側が、グラウンドとしてスポーツ機能が入ります。それから、防災機能と駐車場が入る、このような提案内容でございます。

コンセプトといたしましては、新しい防災拠点、市民活動拠点を整備し、地域の魅力を大幅に向上させるというものでございました。

この特徴といたしましては、両方の事業用地に屋外施設と屋内施設を設置しておりまして、市民の意見が十分に考慮された配置となされております。

また、公共的施設につきましては、災害時の屋上避難を容易にして、平常時には、子どもが駆け上がりたくなるようなスロープが設置されておりまして、屋内施設と屋外広場ともつながりを持ったスペースなど、施設の利用を想定した設計もなされております。

また、導入機能の提案内容が非常に具体的でございまして、市民が集まる仕掛けを盛り込んだ積極的な提案になっておりました。

事業実施体制なのですが、先ほど申し上げましたシダックス大新東ヒューマンサービスグループということで、企業の幾つかが集まったグループで提案を求めておりまして、代表企業がシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社でございます。こちらが、新しい施設ができ上がった後の公共施設の管理を行います。

次の構成員Ａのパシフィックコンサルタンツ株式会社、こちらは設計を担当いたします。構成員Ｂの新日本建設株式会社、こちらは今の既存施設の解体撤去と新たな公共的施設の建設を行います。それから、構成員Ｃの株式会社中央住宅、こちらは民間施設を担当いたします。

事業実施体制なんですけれども、ちょっと細かくなるのですが、この４社が先ほど言いましたグループ企業なんですけれども、こちらが、大新東ヒューマンサービスと新日本建設、東海テックという協力企業が、一つのＳＰＣ（特別目的会社）という会社をつくりまして、そこと松戸市が契約することといたします。

土地の売買につきましては、中央住宅と松戸市が契約を締結することになります。

新しい施設、こちらは、提案でございますので、ざっくりご説明させていただきたいと思うのですが、左側のオレンジ色の部分、こちらは、子どもたちを育む機能を入れまして、保護者と一緒に乳幼児から、それから18歳ぐらいまでのお子さんを対象とした施設でございます。

右側の水色の部分、こちらは、誰もが憩える機能を入れてございます。市民の意見を聞いたときに、ふらっと来て誰でも使えるような、そういう空間が、欲しいというような声が多かったので、このような機能を入れてあります。

黄色い部分につきましては、会議室やホールのような市民活動拠点機能、こちらが１階の構成図になっております。

２階なんですが、茶色い部分は外の空間でございまして、それ以外の部分は建物の中なんですが、まず黄色いところが、市民活動拠点機能として、会議室。それから、黄緑色のところが学習室である学ぶ機能、それから水色のところが、誰もが憩える機能、それから２階の外にも、子どもを育む機能があります。

次に、３階は、屋上になっておりまして、洪水のときの避難場所になるようにということで、こちらも検討してございます。こちらは、子どもを育む機能、誰もが憩える機能、市民

活動拠点機能というものが設置されております。

先ほど申し上げたのですが、こちらにスロープがついておりまして、外から駆け上がってきて、２階で遊ぶ、あるいは３階につながる遊びができる、また避難のときに、１人で、自立でここを車椅子で上ってくるということは難しいのですが、誰かにお手伝いいただいて、車椅子の方が、避難しやすいような工夫がされております。

それでは、こちらが、中学校の体育館。中学校は、施設としては体育館がございまして、現在の体育館を耐震改修して、それから事業者からの自由提案ということで、費用と責任を持ってやっていただくということで、シャワーブースの設置などを考えてございます。ただ、この中身につきましては、今後、場所等も含めまして検討いたします。

新しくでき上がります公共施設の業務体制なんですけれども、まずＳＰＣというところで責任を持ってやるんですが、責任者１人、それから各跡地に１人ずつ責任者がつきまして、合計大体10名程度で、管理運営していくということでございます。また、コーディネーターという職種の方を張りつけるということで、市民活動の側面的支援をしていただけるということでございます。

あと、こちらのアレンジャーというものなんですけれども、新しい施設の稼働率を上げるために、カルチャークラブの提案等をこの方がしていただけるということでございました。

事業費用の収支でございますけれども、この事業は、学校跡地の一部を売却することによって得られた費用で、新しく学校跡地の施設を整備するということでございますので、支出額と収入額同額の13億8,499万円でございます。この支出額の中には、設計の費用、それから解体撤去の費用、建設費用、それから工事管理の費用と管理代行料の１年分が含まれてございます。

管理代行料は、指定管理者としてシダックスが受けるのですが、４年間、約束されているのですけれども、管理代行料につきましては、１年分だけをこの収入から引いているということでございます。こちらは、設計する人間と使う人間が同じ人間であれば、やたらと高価な施設にしたりしなくて、あるいは使い勝手を十分に考えた設計していただけるのではないかということで、この１年間分を含めたものでございます。

次に、民間施設のほうなんですけれども、それぞれコンセプトがございまして、北小学校のほうは、子育て応援プランということで、お子さん、若い世代を呼び込む機能を持った住宅がつくりたいということでございました。

中学校のほうは、定住化を図る住宅ということで、事業者が、２年間このようなワークシ

ョップを地元で開催しまして、地域のコミュニティーのつながりを強くするという提案がございました。

また、事業者の費用負担によって行うという自由提案につきましては、先ほど言いました北中の体育館のシャワーブース、それからアレンジャーという方の配置、こちらは、稼働率を上げるためのカルチャークラブ等の提案がしていただけるということでございます。

あとは、カフェですとかミニコンビニを一部設けてございます。

また、災害時には、率先して救助活動なり災害避難場所としての活動をするということが提案されています。

それから、今後のスケジュールでございますけれども、Ａ３の一番後ろの資料になってございますけれども、25年度、先月ですが、６月議会に、基金条例の設置と補正予算、これは３カ年の継続予算ということなのですが、こちらの黒い部分で囲まれたここにかかる費用全てを補正、継続費で議会のほうにご承認いただいています。

また、基金条例なんですが、地元の方から、売却についてかなり反対が多かったのですが、売却した費用が、全て新松戸地域の有効活用に使われるということがわかる仕組みにするために、一般会計に収入を入れるのではなくて、基金に積み立てまして、こちらの26年度、27年度分についても、それで使い切るということがわかるような仕組みをとってございます。

そのような条例を提案しましたのが６月議会でございまして、あと今年度は、９月に、こちらの解体撤去の工事の請負契約と、それから土地の売買契約について、議会のほうにご承認いただければと考えております。

また、26年度の設置条例とか、あるいは建設の契約ですとか、議会にかける予定でございまして、12月につきましては、指定管理者の指定ということで、27年度の前半に新しい公共施設がオープンできるように、スケジュールを組み立てております。

以上でございます。

委員長　ご説明、ありがとうございました。資料と今のスライドをごらんになって、ご質問等がありましたらどうぞ。

瀧田委員はこの計画にかかわっておられたということで、何か補足意見がありましたらお願いします。

瀧田委員　廃校のときに教育委員でありまして、それから跡地有効利用の検討委員に教育委員会から何か私だけが、入って、非常にきつい立場で入っておりました。新松戸の町会長さんたちは、地域を優先という意向が大変強うございましたね。

私は、これは、松戸市全体で使うような夢を持った広域的なものが考えられるのかなと思ったら、やっぱり地域の方の要望が余りに強くて大変でした。それでも検討委員会では随分いろいろ意見を出させていただいて、意見書を提出したのですが、抽象的でしたので、その後、ワークショップを何回か開いたりして、結局は、そういう地域の方たちの要望を十分に取り入れたものになったのだと思いました。中学校、小学校共に校庭のところは売却なんですね、そうしないと新しい施設ができないということなんでしょうね。ある意味残念に思います。

初めは、売却そのものが大変なバッシングを受けていましたから、そういう意味では、だんだん落ちつくところへ落ちついたかなと思うんですが、予算がもう少しあれば、もう少し夢のある大きな、松戸市にしかないみたいな、施設を望んでいました。せっかく小学校、中学校がそばであるんで敷地的には恵まれています。事業を請け負う会社が非常に画期的な企画を出してくれれば、またそこは一つの名所になるかもしれませんが、できれば広く人が集まれるところ、松戸市全体、それから他市からも、そこに来るというような場所にも発展していくようになればいいと思いましたが、余りよそから来てもらって風紀が乱れても嫌だしみたいな意見も出たりして、規制の中で夢を広げていくのは難しいものだなと実感した次第です。

もう何年もかかっての結論は大変だったと思いますけど、これからもよく検討していただいて、よりいい施設や環境でありますように願います。

委員長　何かご意見あるいはご質問がございましたらお願いします。

山田委員　これは、市長部局のほうでご担当なさっていて、教育委員会との位置づけというのは何らないのですか。

教育長　はい、ありません。

山田委員　という意味での報告であると理解しておりますので、今、瀧田さんからも、報告にもあった基本的な考え方として、市有財産をどう考えるか、松戸市の財産をどう考えるかというところでのところは、もう議論は通り過ぎています。その辺については、若干、思うところがありますが、私も、それについては申し上げない。

あとは、より活用される施設運用というものが、この指定管理者によってどう実現できるのか、今、松戸市内の教育委員会の担当しているところの指定管理者の指定で動いていますので、これは、注視しながらですね、これも教育委員会じゃないのでそれについては、よくよく指定管理者に任せる側として、有効的にどうやるかということが、これから市として問

われているということだろうと感じました。

ぜひ広がりのある事業になっていただきたいというふうに思っております。

以上です。

教育長　私たちは、私が最後の校長で、その前の前は松田校長なので、いろいろ複雑な思い、でも前に進んでやられているので、その辺は、もうそういう思いはございます。

瀧田委員　10年はかからないけど、８年ぐらいかかりましたね、大変でした、これからも大変でしょうけど。

委員長　若干、質問してもいいですか。

資料の中のこれは、資料４、先ほど出ましたけど、資料４の４ページにＳＰＣという言葉が出てきたの、これは何かなと思ったら、３社の合弁会社、新しい会社か何か。

財産活用課職員　特別目的会社です。

委員長　そうですか。ＳＰＣのことですか。

財産活用課職員　新しい会社を設立します。

瀧田委員　建設会社が入っていますよね、それというのは、公的なものを建てるということではなくて、戸建ての建設に関係するという意味ですか。

財産活用課職員　戸建てのほうは中央住宅です。

山田委員　両方あるんですけれども、中央住宅のほうは、戸建てのほうは買い取って分譲するんですね。新日本建設のほうは、いわゆる公共施設のほうの解体から建設までをやる、全く別です。

瀧田委員　買い取って、個人個人が契約して建てるということですか。

財産活用課職員　そうですね。

山田委員　それは住宅のほうです。

委員長　つまり、先ほどの説明では、８つの機能を持たせるということでお話ししていただきました。資料の２です、資料の２の３章、防災機能や市民活動拠点機能ということで、11ページ以下、８つの機能を持たせるということでお話しされて、それで、７に若い世代を呼び込む機能ということの説明は聞いておいたのですが、その後のその具体的な説明の中では、公地を半分売って、そこに戸建ての家をつくる、そこに若い世代は呼び込む機能を入れる、つまりそこは、公地を売却して、その若い人たちにそこの家を買ってもらうということですか。

財産活用課職員　そうです。若い方が好んで住まわれるような住居をつくりなさいということで、事業者のほうにはお願いしているところでございます。

委員長　その部分は、業者が土地を買うわけですね。

財産活用課職員　そうです。

委員長　それが13億ですか。

財産活用課職員　そうですね、中学校と小学校を合わせて13億円です。

委員長　それは、一応、予定の価格ですか。

財産活用課職員　もうこちらは決まっている。

委員長　もう決まっているのですか。

財産活用課職員　こちらの価格の決め方なんですが、これも、提案いただきまして、ただ単なる提案ですと、かなり差が開きますので、しっかり鑑定評価をとりまして、その鑑定評価額を最低限度額ということで定めて、それ以上の価格で提案を求めました。

委員長　それは、不動産鑑定士に評価をしてもらって、その最低価格以上でもって買い取る。それは、土地の売買ですからいいでしょうが、そこに買い取った業者が戸建ての家をつくって若い人たちに買ってもらう、なるべくこれは、価格はある程度低く抑えるということも条件にしたわけですか。

財産活用課職員　そこまではしていません。

委員長　そうしないと、若い人たちは来ないでしょう。

山田委員　そういう意味では、一次取得者層に限ればと書いてあるから、一次取得者というのは……。

財産活用課　ただ、募集要項では、１戸建ての価格を下げろとか、そういうことは条件には入れてございません。

委員長　余り高かったら無理ですね。

松田委員　層が限られるということは確かでしょうね。

委員長　どのくらいの戸数を予定していますか。

財産活用課職員　まだ提案段階なのできっちりとしたことは申し上げられません。

委員長　そうですか。

若い世代を呼び込む機能、このコンセプトはいいですね。具体的にどうするか、本当に若い人たちに気に入っていただき、入居してもらう。しかしその後、この若い人たちも、そのうち年はとりますよね。いつまでもここに住むわけじゃないですね。

この人たちが、将来は若い世代の人達に売るという作業しなければ、次の若い人たちが入ってきませんよね。そうすると売るという方式がいいのか、賃貸のほうがいいのか、その辺、

どうなんでしょう。若い人たちはいつまでも若いわけじゃないから、若い世代を呼び込む機能がずっと続くとすれば、もう少し何か工夫が必要だと思います。

財産活用課職員　現在、新松戸地域が、非常に速度を上げて少子高齢化しておりまして、少子化をとめるのが喫緊の課題でございますので、とりあえず現在、今、魅力があるまちづくりとして、若い世代を呼び込んでいく、それが今の跡地の課題と考えております。また、ここだけでは、やはり人数はふえませんので、さらにこういう施設をつくりまして、周りのところにも若い人が入ってきていただくようになる、そういうふうな形で考えております。

委員長　市長がよくおっしゃるように、若い人たちが住みやすい、子育てにもいい、そういうまちづくりしたいということ、これは非常にいい理念だと思いますから、それは進めていただきたい。

しかし、それは、１年、２年、市長の任期だけということだけじゃなくて、持続可能性のあるコンセプトをどうつくるかです。

住宅問題は教育委員会固有の問題ではありませんので、余り意見は言えませんけれども、しかし希望するところは、なるべく若い世代が、常に若い世代としてここの施設を利用できる、そうするとこの施設の有効利用が、ずっと松戸の一つの基本パターンとして定着してくれるのかなという気がします。

あと２校あるわけです、廃校にしたところは４校あります、小学校３校、中学校１校ですから、その跡地利用ということも、当然、今後、課題になりますよね。ですからそういう意味では、せっかくいい８つの機能を持たせるということでお考えくださったわけですから、この機能が、ずっと持続可能な施設としてどうしたら可能かということが、問われるような気がしますね。

とてもいい機能だと思います、だからこれはずっと持たせていただきたいし、維持していただきたいと思いました。

ほかに、よろしゅうございますか。

それでは、報告事項ですので、皆さんからご質問がなければこのくらいにしたいと思います。どうもわざわざありがとうございました。

本日の議題は以上です。

◎その他

委員長　その他に移りますが、事務局より何かご報告はございますか。

教育企画課長　私のほうから、松戸市議会６月定例会に提出されました請願６件に対する審査の経過及び結果についてご報告させていただきます。

請願の内容は、６月定例教育委員会会議においてご報告したとおりでございます。

30人学級の実現、特別支援教育支援員の増員、学校事務職員の全校正規職員化、林間学園の保護者負担の軽減、教育施設の整備・拡充、教室へのエアコン設置でございます。

これらの請願は、市議会の教育環境常任委員会に付託され、同委員会において一括して審議が行われました。

まず、請願者の趣旨説明があり、その後、紹介議員が趣旨説明を行った後、教職員の異常な超過勤務について事実確認はしているのか、支援員は何人必要と考えるのか、各学校が行う林間学園の特色をどのように考えているのか、各学校において修繕されていない場所の確認はしているか、エアコンがないことにより、健康被害が出たケースや、暑くて授業にならないようなケースなどはあるか等の質疑があり、引き続き教育委員会事務局の意見を求められ、その後、教育委員会事務局に対し、現在、少人数学習指導支援の役割を担うスタッフはどれぐらい配置されているか、支援員の配置基準はあるか、臨時事務職員からスクールアシスタントにかわったことで、できる仕事の幅は広がったようだが、デメリットはないか、白樺高原荘を利用していたときより１人当たりの費用が高いようだが、妥当性についての考えは、教育施設の改修工事の計画はどのようになっているか、教室にエアコンを設置することによる教育面、生活面への影響をどのように考えるか等の質疑があり、引き続き常任委員間で、毎年同じような請願が教職員組合から提出されている、市政を担う教職員として工夫や努力があってもよいのではないか、お互いの歩み寄りによって何か打開策が生まれればよいと感じた等の意見交換が行われ、引き続き教育施設の整備充実については、随時対応ができていると考え、不採択を主張する、執行部の説明と請願の内容との間に、事実確認に対する相違があると考え、不採択を主張する、これに対しまして、30人以下学級実現により、生徒、家族へのサポートにつながると考え、採択を主張する、本請願６件について議論する中で、方向性において執行部と対立する部分がほとんどないと考え、採択を主張する等の討論が行われ、採決の結果、請願６件は、いずれも願意に沿いがたく、多数意見をもって不採択とすべきものと決定されました。

最終的には、本件請願６件は、６月議会最終日、本会議において、教育環境常任委員長の審査結果報告の後、採決され、常任委員会の採択結果と同様に、いずれも願意に沿いがたく、

多数意見をもって不採択と決定されました。

以上、６月定例市議会に提出されました請願６件に対する審査の経過及び結果についてのご報告とさせていただきます。

以上でございます。

委員長　ありがとうございました。何かご質問はありますか。

いろいろ議会あるいは常任委員会等で議論されているようですが、我々としても、その請願はなるべく真摯に受けとめて、子供たちの勉強の環境をなるべくよくする、それから教職員の労働条件をなるべく調えてあげるということは、採択、不採択にかかわらず考えていかなければいけない問題だと思っています。

ですから、予算等との関係もあってなかなか厳しいかもしれませんが、そこは、教育長のお力に頼っておりますので、教育長、しっかりとそのことを議会等に説明された上で、予算獲得をぜひよろしくお願いします。

特に、今年のような猛暑を考えると、今後この気候異常が続くようであれば、なるべくクーラー設置については、優先順位を上げて考えていただきたいですね。

そのほか、委員の皆さん、何かございますか。

山田委員　施設の関係でよろしいですか、芝生の工事を５校ぐらいでやっているのですか。

教育施設課長　はい。

山田委員　あれは、同時に、今、動いていらっしゃるのですかね。たまたま、相模台小学校で見たものですから、今、30センチ、50センチ置きぐらいに植っている。果たしてこれで広がるのかなと思って、大体、見通しがもし今わかれば　　。

教育施設課長　芝生に関しましては、今年度、５校を実施しております。

これは、まず５校を選定しているのは、まず検証しましょうということで、５校、希望を募って、いろんな条件を充たした学校は選考して、５校を決めさせていただきました。

例えば、小学校、児童生徒の多い学校とか、それから場所の選定で、遊具のすぐそばのところ、あるいは中庭、そういったものをいろいろ網羅した中で、５校を選んでいます。

恐らく、今週中には、全部ポット苗ですけれども、それは植え終わる状況にあります。

大体、芝が、全部張るのが大体９月の終わりから10月ごろには全部が張るんですがティフトン芝というんですけれども、それを植えています。

それを今後、今年度、来年度かけまして検証して、これを全体的に松戸市内全体的に進めていくということで、あるいは教育員会として、どういうふうにしたら、うまくそれは、事

業が進むのかどうかというのを検証するのが狙いです。

山田委員　ありがとうございました。全面じゃないんですよね。

教育施設課長　全面じゃないです、おおむね1,000平米程度。

山田委員　とても全面でやったら多分、生えそろうまでに全部なくなっちゃう。

教育施設課長　あとは、設備の問題も出てきますので、それから校庭開放の問題も出てきますので、全面となると、サッカーはできますけれども、少年野球なんかは借りられなくなっちゃうので、大体1,000平方メートルを基準に考えております。

山田委員　検証をよろしくお願いしておきます。

委員長　ほかにいかがでしょう。よろしゅうございますか。

それでは、次回の教育委員会会議の日程について、事務局、お願いします。

教育企画課長　平成25年８月定例会の関係でございますが、平成25年８月１日の木曜日、午後２時から、こちら、５階会議室で開催されてはいかがでしょうか。

委員長　平成25年８月定例教育委員会会議ですが、８月１日の木曜日、午後２時から、この５階会議室で開催するということですが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

（「はい」の声あり）

委員長　それでは、確認いたします。次回教育委員会会議は、平成25年８月１日、木曜日、午後２時から教育委員会５階会議室にて開催いたします。

◎閉　会

委員長　以上をもちまして、平成25年７月定例教育委員会会議を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

閉会　午後　３時１７分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会委員長

松戸市教育委員会委員